

日本銀行金融政策決定会合 の議事録について

1. 日本銀行政策委員会金融政策決定会合について

(1) 開催日

原則として毎月1～2回程度開催。

—— 6月、12月の会合で、先行き1年分の会合の開催予定日を承認し、公表。

(2) 議決事項

「通貨及び金融の調節に関する事項」

—— 金融経済情勢に関する検討を行い、その下で適切な金融市場調節方針を決定。

—— 4月、10月の2回目の会合では、「経済・物価情勢の展望」の「基本的見解」を決定。

(3) 議決

政策委員会メンバー（総裁、2名の副総裁、6名の審議委員）による多数決。

—— 政府からの代表者（財務大臣及び経済財政政策担当大臣、又はそれぞれの指名する職員）が必要に応じて出席し、意見の陳述、議案の提出、委員会の議決延期請求を行うことができる。

(4) 決定内容の公表

会合終了後、直ちに当該会合における決定内容を公表（政策変更がない場合もその旨を公表）。

—— 会合終了後、総裁記者会見も実施。

(5) 議事内容の公表

議事要旨、議事録を公表（2. 以下）。

2. 議事録・議事要旨の作成・公表の根拠

○ 日本銀行法第20条

(議事要旨の作成・公表)

第1項 議長は、金融調節事項を議事とする会議の終了後、速やかに、委員会の定めるところにより、当該会議の議事の概要を記載した書類を作成し、当該書類について金融調節事項を議事とする会議において委員会の承認を得て、これを公表しなければならない。

(議事録の作成・公表)

第2項 議長は、委員会の定めるところにより、金融調節事項を議事とする会議の議事録を作成し、委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に、これを公表しなければならない。

—— 「相当期間」は10年（平成10年10月16日政策委員会決定）。

(参考) 金融制度調査会「日本銀行法の改正に関する答申・理由書」（平成9年2月6日）

第二 政策委員会

6 議事録等の公開

(説明)

1. (議事要旨の公開)

金融政策決定過程の透明性の確保の方法として、通貨及び金融の調節に関する事項を議事とする政策委員会の会議の議事要旨を、一定期間経過後速やかに公開することが適当である。その公表に先立ち、政策委員会の承認を得ておくことが議事要旨の客観性を高めるためにも必要である。

2. (議事録の公開)

議事要旨の公開に加え、通貨及び金融の調節に関する事項を議事とする政策委員会の議事録を、相当期間経過後に公開することが有意義である。ただし、政策委員会での自由な討議の妨げとならないような配慮も必要である。相当期間をどの程度とするかは、政策委員会において、自ら決定することが適当と考えられる。

3. 議事録記載事項

- 金融政策決定会合における議論の全て
 - 発言者名を明記。
 - 原則として逐語で記録。
 - 議論と関係のない発言は記録の対象外。
 - 冗長な言い回しの変更、明らかな誤りの訂正は可能。

4. 議事録等公表までの手順・期間

(1) 議事要旨の公表

- 次回金融政策決定会合で承認の上公表（約1か月後）。
- 議事要旨には、出席者名、執行部報告の概要、検討の概要、議決結果を記載。

(2) 議事録の公表

- 10年後に、半年分（1月～6月分、7月～12月分）毎に取りまとめて、年2回公表（1月と7月）。
- 以下の非公表箇所を除き、すべて公表。
 - ①個人情報
 - ②法人情報
 - ③外国中央銀行等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報

5. 議事録公表の方法

- 日本銀行のホームページに掲載。

6. 独立行政法人等情報公開法との関係

- 作成後 10 年経過前の金融政策決定会合の議事録について開示請求があった場合には、独立行政法人等情報公開法の枠組みに基づいて個別に開示・不開示を判断し、部分開示するなどの対応をとっている。

○ 金融政策決定会合議事録に関する答申例（平成15年度（独情）答申第31号）

⇒ 金融政策決定会合の議事録の情報公開請求に対して日本銀行が行った部分開示の当否が争われた事案について、独立行政機関情報公開法第5条第4号（事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報）に該当するとして、情報公開・個人情報保護審査会が日本銀行の部分開示決定を妥当としたもの。

「諮問庁においては、ア. 物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資するため、市場動向等に対応し、過去からの政策とそれを巡る議論の集積の上に金融政策を的確・迅速に決定・遂行することが求められており、また、そのような金融政策決定を行うためには、イ. 金融政策決定会合における、様々なバックグラウンドを有する独立した委員等による独自に収集した情報等も踏まえた忌憚のない意見の披瀝と自由闊達な議論の確保が求められていると言える。

金融政策は、・・・企業活動や国民生活等に直接影響を与えるところが大きく、社会的関心も高く、諮問庁の説明によれば、特に内外の市場関係者等は金融政策決定会合の議論について極めて重大な関心を有し、個々の委員等の発言についても細心の注意を払っているという事実が認められる。

また、諮問庁においては、金融政策に対する説明責任の観点から日銀法20条1項により、・・・発言者名を記載しないが、金融政策決定会合の議事内容を詳細にわたって記載した議事要旨を会合後速やかに作成し公表していることが認められる。ただし、議事要旨には、発言者名は記載されない（匿名性）のみならず、同種・類似の意見等が取りまとめられ、発言順に記載される訳でもなく、各委員の意見の細かな差異も捨象され、さらに相場の先行きや将来の金融政策変更の条件等についての議論は、金融市場に不測の影響を及ぼさないようにするため格段の配慮を行っていることが認められる。

よって、仮に本件対象文書の不開示部分が公にされた場合には、議事要旨では公にされていない個々の委員の発言について、金融経済情勢や金融政策運営方針の判断において、幾多の経済指標や情報のうち、どの指標や情報を

重視するかを含め、発言者を特定した上で詳細にわたって明らかになることとなる。

金融政策はその効果の検証がなされるまでに相当期間が要されるものと考えられ、今日の金融政策をめぐっても、依然としてデフレ対策をめぐる議論が行われるなど、現時点では、なおゼロ金利解除や量的緩和導入の効果が確定したとは言い難く、特に、平成10年以降デフレが続いている我が国経済の状況下、量的緩和政策の継続の是非が大きな論点とされ、日本銀行の金融政策の転換がいつ行われるかという点について注視されている現状にあると考えられ、そこで行われた議論は、近い将来、現在の金融政策の枠組みを変更するに際し、その基礎の一つとなるものであると認められる。上記2の①から⑦までに記載されている近い将来の政策の基礎の一つとなり得る上記金融政策決定に係る議論の内容が、上記のように詳細にわたって開示されることとなれば、そこでの発言内容等がだれがどのような発言をしたかといった点も含め事細かに論議・評価され、政策転換の条件等について推測等がされることにより、量的緩和政策の解除を始めとする諮問庁の政策決定について、市場を中心に、解除の条件等をめぐる様々な憶測等がなされ、諮問庁の予測を超えて大きな影響が生じることにより、金融政策の適切な執行や今後の金融政策の的確・迅速な決定が阻害されるおそれがあると認められる。」

<不開示が妥当とされた部分（鍵かっこ内は、答申からの引用部分）>

- ① 執行部からの「報告を受けた後の委員等からされた質問及びそれに対する執行部の応答の部分」
- ②、③ 金融経済情勢や当面の金融政策運営方針に関する「各委員等による意見の陳述及びそれに対する討議の部分」
- ④ 「金融経済情勢や当面の金融政策運営方針の討議に関連して述べられた政府出席者の発言の部分」
- ⑤ 「政府による議決延期請求とそれに関する討議の部分」
- ⑥ 「金融政策運営方針の決定に伴い行われた調整方式変更の対外公表文の検討及び金融経済月報に掲載する基本的見解の検討部分」
- ⑦ 「決定会合の情報管理のあり方等に関する議論の部分」

<参考>

金融政策決定会合議事録作成要領（平成10年4月1日制定、最終改正：平成21年3月6日）

基本原則

- 第1. 金融政策決定会合の議事録は、本要領に定めるところにより作成する。
- 第2. 議事録は、発言者名を明記のうえ、原則として、逐語で記録する。
- 第3. 付議すべき事項に係る議論と関係のない発言は、記録の対象としない。
- 第4. 聴取不能な部分は、事後に発言者に確認のうえ、記録する。

表現の変更等

- 第5. 話し言葉特有の表現、同じ語句の無用な繰返し、冗長な言回し等は、発言の趣旨をそこなわない範囲で、表現を変更することができる。
- 第6. 明らかな誤りは、発言者に確認することなく訂正することができる。
 - 2 誤りか否か明らかでない場合は、事後に発言者に確認のうえ、必要があれば訂正する。
- 第7. 発言の趣旨をそこなわない範囲で、不足している語句を補足する等必要な加筆を行うことができる。
- 第8. 発言内容が資料等の読上げである場合は、当該資料を添付することにより、記録に代えることができる。
- 第9. 発言または資料において、他人の著作物を引用している場合には、可能な限り、発言者または資料の作成者に出所を確認のうえ、適宜の方法で記録する。

その他

- 第10. 政策委員会議事規則第5条第2項に定める書面は、議事録に添付する。

金融政策決定会合議事録等公表要領（平成 19 年 6 月 5 日制定、最終改正：平成 21 年 3 月 6 日）

1. 基本原則

金融政策決定会合の議事録等（「金融政策決定会合議事録作成要領」（平成 10 年 4 月 1 日付政第 49 号別紙 2）の定めによって作成された議事録、「政策委員会議事規則」（平成 10 年 4 月 1 日付政第 49 号別紙 1）第 5 条第 2 項に定める書面および参考として会議に提出された資料をいう。以下同じ。）の公表については、「金融政策決定会合議事録の公表に関する件」（平成 10 年 10 月 16 日付政第 196 号）を踏まえ、本要領に定めるところにより行う。

2. 公表の頻度等

(1) 頻度

金融政策決定会合の議事録等は、各会合から 10 年を経過した後に半年分（1 月から 6 月分、7 月から 12 月分）毎にとりまとめて、年 2 回公表する。

(2) 公表予定日の事前公表

議事録等の公表予定日については事前に公表する。

3. 公表内容

(1) 公表内容に関する原則

議事録等については、次の各号に掲げる非公表とすべき情報（以下「非公表情報」という。）が含まれる箇所を除き、全て公表する。

イ. 個人に関する情報（「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）（以下「情報公開法」という。）第 5 条第 1 号に掲げる情報）

ロ. 法人に関する情報（情報公開法第 5 条第 2 号に掲げる情報）

ハ. 外国中央銀行、外国政府及び国際機関等（以下「外国中央銀行等」という。）に関する情報であって公表することにより当該外国中央銀行等との信頼関係が損なわれるおそれのある情報

(2) 非公表情報か否かの判断時点

非公表情報か否かの判断は議事録等の公表時を基準として行う。

4. 非公表情報の削除方法

非公表情報を議事録等から削除する場合には、非公表情報に相当する箇所または当該箇所を含む発言全体を削除する方法により行う。

5. 公表方法

日本銀行のホームページに掲載することにより行う。この場合、議事録および「政策委員会議事規則」第5条第2項に定める書面と参考として会議に提出された資料とを区分して掲載する。

6. その他

この要領により難しい場合には、別途政策委員会において対応を定める。

この要領を実施するために必要となる具体的事項については議長が定める。

金融政策決定会合の議事録の公表について

1998年10月16日

日本銀行

本日、政策委員会は、日本銀行法第20条第2項の規定に基づき、金融政策決定会合の議事録を、各会合から10年を経過した後に公表することを決定した。なお、具体的な公表の日時、頻度等は、今後、適宜の時期に公表する。

(参考)

日本銀行法第20条第2項 議長は、委員会の定めるところにより、金融調節事項を議事とする会議の議事録を作成し、委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に、これを公表しなければならない。

出典：日本銀行 HP (http://www.boj.or.jp/about/organization/policyboard/pb_law/index.htm/、
http://www.boj.or.jp/announcements/release_1998/gijiroku.htm/)